

○総務省令第百二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「(ㄐㄢㄨㄛˊㄆㄧㄣˊㄆㄨㄟㄩㄥˊㄆㄨㄟㄩㄥˊ)」を削る。

別表第六の一号から別表第六の三号まで、別表第十二号から別表第十七号まで、別表第十九号から別表第二十一号の二まで、別表第二十一号の六、別表第二十一号の八から別表第二十二号まで、別表第二十四号から別表第二十六号まで、別表第三十一号、別表第三十二号、別表第三十五号、別表第三十六号、別表第三十八号から別表第四十六号まで、別表第五十号、別表第五十一号、別表第五十三号、別表第五十四号

、別表第五十六号から別表第六十号まで及び別表第六十三号から別表第六十七号までの規定中「電波法」を削る。

(一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正)

第二条 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令(平成二十三年総務省令第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一様式から別記第三様式までの規定中「電波法」を削る。

附 則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。